目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 景観審議会(第6条・第7条)
- 第3章 総合的な景観まちづくりの推進(第8条―第13条)
- 第4章 景観法に基づく行為の規制等(第14条―第21条)
- 第5章 景観まちづくりアドバイザー (第22条・第23条)
- 第6章 景観資源等(第24条・第25条)
- 第7章 支援及び表彰(第26条-第32条)
- 第8章 雑則(第33条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市がもつ豊かな自然、歴史及び文化に育まれた景観を守り、育て、及び創造するために必要な事項並びに景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく手続き等について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が、連携し、及び協働しながら、雲仙市らしい良好な景観の形成によるまちづくりの実現を図り、次世代に引き継ぐ営みを支援することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 良好な景観 本市がもつ豊かな自然、歴史及び文化に育まれた景観をいう。
 - (2) 景観まちづくり 良好な景観を地域の特性を活かして守り、育て、及び創造することによるまちづくりをいう。
 - (3) 重点区域 景観まちづくりの推進に関する施策が特に必要と認められる区域をいう。
 - (4) 景観重要建造物等 法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木をいう。
 - (5) 建築物 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物をいう。
 - (6) 工作物 規則に定めるものをいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び景観法施行令(平成16年政令第398号)に定めるところによる。

(基本理念)

- 第3条 景観まちづくりは、本市の優れた景観は先人達から受け継いできた市民共有の資産であるとの基本的な認識の下に、市、市民及び事業者が自らの地域に誇りと愛着を持ち、訪れる人を温かく迎えるよう推進されなければならない。
- 2 景観まちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの担う役割を認識し、互いに連携 し、及び協働して推進されなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、景観まちづくりに関する施策を総合的に策定し、計画的に実施しなければ ならない。
- 2 前項の規定による施策の策定及び実施においては、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、自らが景観まちづくりの主体であることを認識し、それぞれ の立場から積極的に景観まちづくりに努めるとともに、市が実施する景観まちづくりに 関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観審議会

(設置)

- 第6条 市長の諮問に応じ、景観まちづくりに関する基本的事項又は重要事項について調査し、又は審議するため、雲仙市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 (審議会の組織)
- 第7条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民
 - (2) 市内において事業活動を行う事業者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 関係行政機関の職員
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総合的な景観まちづくりの推進

(景観計画の策定)

- 第8条 市長は、景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進するために、法第8条第1項 に規定する景観計画を定めるものとする。
- 2 景観計画区域は、市全域とする。
- 3 市長は、景観計画に重点区域及び当該区域における重点的な景観まちづくりの推進に 関し必要な事項を別に定めるものとする。
- 4 市長は、重点区域の拡充等、景観計画の充実に努めなければならない。 (景観計画への市民参画)
- 第9条 市長は、景観計画の策定及び実施においては、幅広い市民の参画を得るよう配慮しなければならない。

(景観計画の変更手続き)

第10条 市長は、景観計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を 聴かなければならない。

(先導的役割)

第11条 市長は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行うときは、景観まちづくり の推進に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

(他の施策との調整等)

第12条 市長は、景観まちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、この条例の規定 に基づく施策及び景観まちづくりに関し、本市が行う他の施策の調整及び連携を図るよ う努めなければならない。 (知識の普及等)

第13条 市長は、景観まちづくりに関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。

第4章 景観法に基づく行為の規制等

(景観計画の遵守)

第14条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとするものは、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(条例で定める届出行為)

- 第15条 法第16条第1項第4号の規定による条例で定める届出行為は、重点区域内に おける次に掲げる行為とする。
 - (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘又は土地の形質の変更
 - (2) 木竹の伐採(間伐、危険木の伐採、施設の保守のために必要な伐採その他通常の維持管理行為並びに仮植した木竹及び測量、実施調査等の支障となる木竹の伐採を除く。)又は植栽
 - (3) 水面の埋立て

(届出及び勧告等の適用除外)

- 第16条 法第16条第7項第11号の条例で定める適用除外となる行為(重点区域内を除く。)は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 高さ13メートル以下かつ床面積1,000平方メートル以下の建築物の新築、 増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩 の変更
 - (2) 高さ13メートル以下の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更 することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
 - (3) 区域の面積が3,000平方メートル未満の法第16条第1項第3号に規定する 行為
 - (4) 法令に基づく許可、認可、届出その他行為で、規則に定めるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則に定めるもの
- 2 重点区域内における法第16条第7項第11号の条例で定める適用除外となる行為は、 次に掲げる行為とする。
 - (1) 通常の管理行為又は軽易な行為
 - (2) 前号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で、景観まちづくりに支障 を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

(特定届出対象行為)

- 第17条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1 号及び第2号に掲げる行為のうち景観計画に定める届出を要する行為とする。 (指導)
- 第18条 市長は、建築物の建築等又は工作物の建設等が景観計画に適合しないものである場合において、景観まちづくりのために必要があると認めるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し必要な措置をとることを指導することができる。

(勧告、命令等に係る意見の聴取)

第19条 市長は、次に掲げる行為をしようとする場合において、必要があると認めると きは、審議会又は第22条に定める雲仙市景観まちづくりアドバイザーの意見を聴くこ とができる。

- (1) 法第16条第3項の規定による勧告
- (2) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令
- (3) 第18条の規定による指導
- (4) 第21条の規定による要請
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法又はこの条例に基づく処分その他の行為(公表)
- 第20条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を 受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該対象者の氏名、事実の概略及び指導等 の経緯を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、当該公表の対象者に意見陳述の機会を 与えた上で審議会の意見を聴かなければならない。

(空地等に係る要請)

第21条 市長は、景観計画区域内の空地、建築物又は工作物が、その区域に係る景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、 占有者又は管理者に対し景観まちづくりに配慮した利用又は管理を図るように要請する ことができる。

第5章 景観まちづくりアドバイザー

(設置)

- 第22条 市長は、景観まちづくりについて専門的かつ技術的な助言又は指導を行うため、 雲仙市景観まちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置すること ができる。
- 2 アドバイザーは、次の各号に掲げる事項について、助言又は指導を行う。
 - (1) 第19条の規定により意見を求められた事項
 - (2) 景観計画の変更及び実施に関する事項
 - (3) 市、市民及び事業者が行う建築行為等に関する事項
 - (4) 市、市民及び事業者が行う景観まちづくり活動に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、景観まちづくりに市長が必要と認める事項(委嘱等)
- 第23条 アドバイザーは、景観まちづくりに関し優れた識見を有する者のうちから市長 が委嘱する。
- 2 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 景観資源等

(景観重要建造物等の指定)

- 第24条 市長は、景観重要建造物等の指定若しくは変更又は解除をしようとするときは、 あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、景観重要建造物等の指定若しくは変更又は解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(景観重要公共施設の整備等)

第25条 市長は、景観まちづくりにおいて特に重要な公共施設については、景観計画に おいて景観重要公共施設に位置付け、その景観計画に即した整備並びに管理及び活用を 行わなければならない。 第7章 支援及び表彰

(市民団体の認定)

第26条 市長は、景観まちづくりに資する活動を行う団体を、景観まちづくり市民団体 として認定することができる。

(市民団体等に対する支援)

- 第27条 市長は、景観まちづくりの推進のため必要があると認めるときは、景観まちづくり市民団体に対し、専門家の派遣その他の援助を行うこと又はその活動に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。
- 2 市長は、重点区域内における行為で景観まちづくりの推進に著しく貢献するものであると認めるときは、当該行為をするものに対し、専門家の派遣その他の援助を行うこと 又はその費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。

(景観重点区域協議会の設置)

第28条 重点区域内の土地所有者及び利害関係者は、当該地区における良好な景観の形成を図ろうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の認定を受け、 景観重点区域協議会を設置することができる。

(景観重点区域計画の策定)

第29条 景観重点区域協議会は、あらかじめ、市長の認定を受け、当該地区を対象とした景観重点区域計画を定めることができる。

(景観協定の締結)

- 第30条 重点区域内の土地所有者は、あらかじめ、市長の認定を受け、当該地区の全部 又は一部の区域を対象として、景観協定の締結を行うことができる。
- 2 景観協定に定める事項は、前条に規定する当該地区の景観重点区域計画の内容を踏まえたものでなければならない。
- 3 市長は、景観協定を認定したときは、これを告示しなければならない。 (景観重要建造物等に対する支援)
- 第31条 市長は、景観重要建造物等の保存又は活用を図るため特に必要があると認めるときは、景観重要建造物等の所有者又は管理者に対し、当該景観重要建造物等の維持、管理若しくは修繕等のために必要な技術的援助を行うこと又は当該行為に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。

(表彰)

- 第32条 市長は、景観まちづくりに貢献したと認められる者及び団体を表彰することができる。
- 2 前項に掲げるもののほか、市長は、景観まちづくりに寄与している建築物等のうち特に優れているものについて、その所有者又は設計者等を表彰することができる。

第8章 雜則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び雲仙市景観条例(平成25年雲仙市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

- 第2条 条例第2条第1項第6号に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 擁壁等法面保護構造物その他これに類するもの(棚田及び段畑の石垣を含む。)
 - (2) 垣、柵、塀その他これらに類するもの
 - (3) 電柱、照明柱、サインポールその他これらに類するもの
 - (4) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
 - (5) 携帯電話用アンテナ、送電鉄塔その他これらに類するもの
 - (6) 電波塔、記念塔その他これらに類するもの
 - (7) 高架水槽その他これに類するもの
 - (8) 鉄筋コンクリートの柱、鉄柱その他これらに類するもの
 - (9) 観覧車その他これに類する遊戯施設
 - (10) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその 他これらに類するもの
 - (11) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
 - (12) 自動車車庫の用に供する立体的施設
 - (13) 道路、橋、トンネル、歩道橋、鉄道、軌道その他これらに類するもの
 - (14) 護岸、堤防、桟橋、係留施設その他これらに類するもの
 - (15) 自動販売機
 - (16) 前各号に揚げるもののほか、市が指定するもので告示したもの

(景観計画区域内における行為の届出等)

- 第3条 法第16条第1項の規定による景観計画区域内における行為の届出は、別表第1 の届出行為欄に掲げる区分に応じ、同表の添付図書欄に掲げる書類を添付して行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類の添付を求めることができる。
- 3 前2項の規定は、法第16条第2項の規定による変更の届出及び同条第5項の規定による国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知について準用する。

(届出を要しない行為)

- 第4条 条例第16条第1項第4号に規定する行為は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条第1項及び第125条第 1項の規定による許可並びに同法第43条の2第1項、第64条第1項、第81条第 1項及び第127条第1項の規定による届出に係る行為
 - (2) 長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号)第15条第1項及び 第38条第1項の規定による許可並びに同条例第15条第1項ただし書、第16条第 1項、第31条第1項及び第38条第1項ただし書の規定による届出に係る行為

- (3) 雲仙市文化財保護条例(平成17年雲仙市条例第101号)第9条第1項の規 定による許可及び同条例第10条第1項の規定による届出に係る行為
- (4) 雲仙市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成17年雲仙市条例第102号) 第6条第1項の規定による許可に係る行為
- (5) 自然公園法(昭和32年法律第161号)の規定による行為で、次に掲げるもの
- ア 自然公園法第10条第1項、第2項、第3項及び第6項並びに第67条第3項に 規定する行為
- イ 自然公園法第20条第3項及び第21条第3項に規定する行為
- ウ 自然公園法第20条第7項及び第21条第7項に規定する行為
- エ 自然公園法第33条第1項に規定する行為
- オ 自然公園法第68条第1項に規定する行為
- カ 自然公園法第68条第3項に規定する行為
- (6) 長崎県立自然公園条例(昭和33年長崎県条例第21号)第18条第3項の規 定による許可及び同条例第20条第1項の規定による届出に係る行為
- (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園及び公園施設の設置及び管理に係る行為

(景観審議会の会議等)

- 第5条 雲仙市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選により これを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員を委嘱した後最初の審議会は、市長が招集する。
- 5 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。
- 7 審議会は、審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、 説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、監理課において処理する。

(市民団体認定の要件)

- 第7条 条例第26条に規定する景観まちづくり市民団体(以下「市民団体」という。) の認定を行うときは、次に掲げる要件を全て満たす団体について行うものとする。
 - (1) 景観まちづくりに資する活動を行うものであること。
 - (2) 関係住民の財産権その他の権利を不当に制限する活動を行うものでないこと。 (市民団体認定の申請)
- 第8条 市民団体の認定を受けようとするものは、景観まちづくり市民団体認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。
 - (1) 団体の規約
 - (2) 団体の代表者及び構成員の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その

名称及び主たる事務所の所在地) を記した書類

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市が必要と認める書類
- 2 前項第1号の団体の規約は、次に掲げる事項が定められていなければならない。
 - (1) 名称
 - (2) 事務所の所在地
 - (3) 目的
 - (4) 役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
 - (5) 構成員に関する事項
 - (6) 会議に関する事項
 - (7) 会計に関する事項

(市民団体の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査 し、その適否を決定し、景観まちづくり市民団体認定決定通知書(様式第2号)により 当該申請をした者に通知するものとする。

(市民団体の変更等)

第10条 市民団体の代表者は、当該市民団体の規約及び役員に変更があったとき(役員の氏名又は住所の変更も含む。)又は市民団体の認定を解除しようとするときは、速やかに景観まちづくり市民団体変更・解除届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(市民団体の認定の解除)

第11条 市長は、前条の変更・解除届出書により認定解除の届出があったとき又は第7条に規定する要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、景観まちづくり市民団体認定解除通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(区域協議会設置の要件)

- 第12条 条例第28条に規定する景観重点区域協議会(以下「区域協議会」という。) の設置の要件は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。
 - (1) 区域協議会の活動の目的及び内容が、景観計画に定める良好な景観の形成に関する方針に合致するものであること。
 - (2) 区域協議会の活動区域について、その区域内の自治会等の同意を得ていること。
 - (3) 関係住民の財産権その他の権利を不当に制限する活動を行うものでないこと。 (区域協議会の認定申請)
- 第13条 区域協議会の設置の認定を受けようとするものは、景観重点区域協議会認定申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。
 - (1) 区域協議会の規約
 - (2) 区域協議会の代表者及び構成員の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) を記した書類
 - (3) 活動の対象となる区域を示す書類又は図面
 - (4) 活動の対象となる区域内の自治会の同意書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める書類
- 2 第8条第2項の規定は、前項第1号の区域協議会の規約について準用する。 (区域協議会の決定)
- 第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審

査し、その適否を決定し、景観重点区域協議会認定決定通知書(様式第6号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(区域協議会の変更等)

第15条 区域協議会の代表者は、当該区域協議会の規約及び役員に変更があったとき(役員の氏名又は住所の変更も含む。)又は当該区域協議会の認定を解除しようとするときは、速やかに景観重点区域協議会変更・解除届出書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(区域協議会の認定の解除)

第16条 市長は、前条の変更・解除届出書により認定解除の届出があったとき又は第1 2条に規定する設置の要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、景観重点区 域協議会認定解除通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(景観重要建造物の指定を表示する標識)

- 第17条 法第21条第2項の景観重要建造物の指定を表示する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 指定番号及び指定の年月日
 - (2) 景観重要建造物の名称
- 2 法第21条第2項の景観重要建造物の指定を表示する標識は、当該景観重要建造物の 良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要建造物の敷地内の見やすい 場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の指定を表示する標識)

- 第18条 法第30条第2項の景観重要樹木の指定を表示する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 指定番号及び指定の年月日
 - (2) 景観重要樹木の樹種
- 2 法第30条第2項の景観重要樹木の指定を表示する標識は、当該景観重要樹木の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、当該景観重要樹木の付近の見やすい場所に設置するものとする。

(景観協定の認可の通知)

- 第19条 市長は、法第81条第4項の規定による景観協定の認可の申請があったときは、 速やかに当該申請の内容を審査し、その適否を決定し、景観協定認可決定通知書(様式 第9号)により当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 前項の規定は、法第84条第1項の規定による景観協定の変更について準用する。 (文書の様式)
- 第20条 法の施行に関し必要な届出書、通知書又は申請書その他の様式は、別表第2に 掲げるところによる。

(その他)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

届出行為	添付図書		
	種類	摘要	

建築物の新築、増築、	位置図	
建築物の利桑、増桑、	配置図	
は外観を変更するこ	各階の平面図	必要に応じて添付
ととなる修繕若しく	各面の立面図	着色し、露出する建築設備及び各部分の仕
は模様替え	竹町ツが町区	上げを記載すること。
(公民)(日元	 外溝平面図	上りを記載すること。 垣、さく、塀、門、擁壁、植栽等の敷地内
	77件十個凶	の外部構成を記載すること。
	 現況写真	敷地及びその周辺状況を示す2方向以上の
	· 九八子兵	カラー写真
 建築物の外観を変更	位置図	
することとなる色彩	配置図	
の変更	変更する部分の立面	着色し、各部分の仕上げを記載すること。
7,000	図	自己し、日間の V ILL() を記載すること。
	現況写真	 敷地及びその周辺状況を示す2方向以上の
		カラー写真
 工作物の新設、増築、	位置図	
改築若しくは移転又	配置図	
は外観を変更するこ	各面の立面図	着色し、各部分の仕上げを記載すること。
ととなる修繕若しく	現況写真	敷地及びその周辺状況を示す2方向以上の
は模様替え		カラー写真
工作物の外観を変更	位置図	
することとなる色彩	配置図	
の変更	変更する部分の立面	着色し、各部分の仕上げを記載すること。
	図	
	現況写真	敷地及びその周辺状況を示す2方向以上の
		カラー写真
開発行為	位置図	
	計画平面図	行為の前後における土地の形状が判断で
		きるように記載すること。
	断面図	行為の前後における土地の縦断図及び横
		断図とし、その位置及び方向を計画平面図
		にも明示すること。
	現況写真	行為地及びその周辺状況を示す2方向以上
		のカラー写真
土地の開墾、土石の採	位置図	
取、鉱物の採掘その他	計画平面図	行為の前後における土地の形状が判断で
の土地の形質の変更		きるように記載すること。
	断面図	行為の前後における土地の縦断図及び横
		断図とし、その位置及び方向を計画平面図
		にも明示すること。
	現況写真	行為地及びその周辺状況を示す2方向以上

		のカラー写真
木竹の伐採又は植栽	位置図	
	計画平面図	伐採又は植栽する木竹が判断できるよう
		にそれぞれ色分けし、木竹名を記載するこ
		と。
	現況写真	行為地及びその周辺状況を示す2方向以上
		のカラー写真
水面の埋立て	位置図	
	計画平面図	行為の前後における土地の形状が判断で
		きるように記載すること。
	断面図	行為の前後における土地の縦断図及び横
		断図とし、その位置及び方向を計画平面図
		にも明示すること。
	現況写真	行為地及びその周辺状況を示す2方向以上
		のカラー写真

別表第2(第20条関係)

様式番号	名称	根拠条文
様式第10号	景観計画区域内行為届出書	法第16条第1項
様式第11号	景観計画区域内行為変更届出書	法第16条第2項
様式第12号	景観計画区域内行為適合通知書	法第18条第2項
様式第13号	身分証明書	法第17条第8項
様式第14号	景観重要建造物指定通知書	法第21条第1項
様式第15号	景観重要建造物現状変更許可申請書	法第22条第1項
様式第16号	景観重要建造物指定解除通知書	法第27条
様式第17号	景観重要建造物所有者変更届出書	法第43条
様式第18号	景観重要樹木指定通知書	法第30条第1項
様式第19号	景観重要樹木現状変更許可申請書	法第31条第2項
様式第20号	景観重要樹木指定解除通知書	法第35条
様式第21号	景観重要樹木所有者変更届出書	法第43条
様式第22号	景観協定認可申請書	法第81条第4項
様式第23号	景観協定変更認可申請書	法第84条第1項